

# 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)－③の認定事務取扱要領

## 1 法第2条第5項第5号(ロ)－③の申請書で提出できる中小企業者

鷹栖町内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です。)で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣の指定を受けた業種(以下、「特定業種」(注1)という。)に属する事業を行う兼業者(注2)であって、1以上の指定業種(主たる業種かどうかを問わない)に属する事業を行っているもの。

注1)「特定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種の定義については「日本標準産業分類」をご参考ください。

注2)兼業者とは、日本標準産業分類・細分類が異なる複数の業種を営む中小企業者をいいます。

## 2 認定基準について

次の(1)(2)(3)いずれにも該当すること。

- (1) 指定業種に係る原油又は石油製品(注3、以下「原油等」という。)の最近1カ月間(注4)の平均仕入価格が前年同月比で20%以上上昇していること。
- (2) 企業全体の製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価(注5)のうち指定業種に係る原油等の仕入価格の割合が20%以上を占めていること。
- (3) 指定業種の最近3カ月間(注4)の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること(認定申請書における「③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況」において $P1 > 0$ であること)。
- (4) 企業全体の最近3カ月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること(認定申請書における「③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況」において $P2 > 0$ であること)。

注3)「石油製品」とは、揮発油(ガソリン)、灯油、軽油、その他の炭化水素及び石油ガス(液化したものを含む)とします。

注4)「最近3か月間」は、申請日から6か月以内(申請月を除く)の連続する3か月間とし、「最近1か月間」は最近3か月間の最新月とします。

注5)「売上原価」は申込時点で最新となる決算報告書の売上原価とします。また売上原価に人件費を含んでいる場合は、人件費を除いた売上原価で算出できます。

## 3 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ)(様式第5-ロー③)に必要な事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

### ※提出書類

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ)－③ 2通
  - ② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合) 1通
  - ③ 直近の決算書(法人)、確定申告書(個人事業者)の写し 2期分
  - ④ 許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合) 1通
  - ⑤ 指定業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月(各月)及び前年同期の各月売上高及び売上原価の実績と見込み額が確認できる資料(試算表、総勘定元帳、売上帳など)の写し 各1通(2期分)
- ※見込み額については軽易な表を作成すること  
※資料には、住所、商号、代表者名(個人事業にあっては個人名)を記載のうえ、代表者印を押印のこと
- ⑥ 指定業種及び企業全体それぞれについて、最近1カ月間及び前年同月の原油又は石油製品の平均仕入れ単価が分かる資料 各1通(2期分)

- (2) ①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします(残りの1通は鷹栖町の控えとなります)。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。

- (3) 認定書は、有効期間内(30日間)に信用保証協会に提出してください。

### 【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係  
所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号  
電話； 0166-74-3582(内線252・257) F A X； 0166-87-2850

認定権者記載欄		

様式第5-(口)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口-③)

令和 年 月 日

鷹栖町長 谷 寿男 殿

申請者  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。(表)


※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

① 上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E: 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 \_\_\_\_\_ 円  
e: 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 \_\_\_\_\_ 円

② 全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100 - 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C: 申込時点における最新の最近の全体の売上原価 \_\_\_\_\_ 円  
S: Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 = \underline{\hspace{2cm}}$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円  
a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円  
B1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 \_\_\_\_\_ 円  
b1: B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 \_\_\_\_\_ 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 = \underline{\hspace{2cm}}$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円  
a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円  
B2: 申込時点における最近3か月間の全体の売上高 \_\_\_\_\_ 円  
b2: B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 \_\_\_\_\_ 円

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P1 > 0、かつ、P2 > 0となっていること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

令和 年 月 日 鷹商第 \_\_\_\_\_ 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
鷹栖町長 谷 寿男 ㊟